

北区立中学校部活動方針

平成31年3月
東京都北区教育委員会

北区立中学校部活動方針

1 方針策定の趣旨等

(1) 方針の趣旨

北区教育委員会は、平成25年度及び平成26年度に「東京都北区立中学校における部活動の在り方検討委員会」を設置し、部活動の課題と支援策等について検討を行い、「部活動のさらなる充実に向けて」を策定し、部活動についての方針を示してきた。

北区立中学校部活動方針（以下「本方針」）は、これに準じるとともに、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」、東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方についての方針」を踏まえ策定する。

(2) 方針の目指すこと

本方針は、北区立中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が部活動を楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、充実した生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

イ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

ウ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校部活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績、並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員及び部活動指導補助員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員及び部活動指導補助員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」や気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更・短縮、場所の変更、活動の中止等も視野に入れて適切かつ柔軟に対応すること。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ウ 文化部活動についても、その特性を踏まえ、上記に準ずるものとする。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

- ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日等の基準

北区教育委員会は、運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下の基準を設定する。また、文化部活動についても、その特性を踏まえ、上記に準ずるものとする。

ア 休養日

(ア) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

(イ) 長期休業中の休養日の設定についても、4(1)ア(ア)に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

イ 活動時間

(ア) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日等の設定

校長は、2(1)に掲げる「学校部活動方針」の策定に当たっては、北区教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部・文化部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の実施

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応

じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 文化部活動についても、その特性を踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

(2) 保護者への理解及び地域との連携等

ア 部活動に対する保護者の考え方や期待が様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができないことから、学校は年度当初に全保護者に対して、「学校部活動方針」を説明する。

イ 保護者には、教員の人事異動や入部希望者の数により、将来的には部活動が縮小または、廃部することもあることを周知する。特に部活動による学校の指定校変更手続きをする保護者に対しては入学する前に十分な理解を図るようにする。

ウ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 北区教育委員会による支援

(1) 業務改善及び勤務時間管理等

北区教育委員会は、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）」を踏まえた部活動における業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(2) 部活動指導員及び部活動補助員の活用

北区教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員及び部活動補助員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員及び部活動補助員の活用を図る。

なお、部活動指導員及び部活動補助員の任用に当たっては、学校教育について理

解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故の発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用の定期において研修を行う。

（3）大会参加費等の補助

北区教育委員会は、「部活動における大会参加等にかかる経費補助に関する取扱基準」（北区教育委員会）に従い、以下の経費について補助を行う。

ア 東京都教育委員会または東京都中学校体育連盟が主催・共催・後援する東京都大会（以下、「東京都大会」とする。）、または第4ブロック大会（以下、「ブロック大会」とする。）の予選大会として開催される区夏季大会の団体戦

イ 東京都大会の予選大会として開催されるブロック大会

ウ 東京都大会（国、地方自治体またはそれに準ずる公的機関が主催する東京都大会も含む。）

エ 東京都大会を経て、東京都代表として全国大会または関東大会に参加する場合、旅費、宿泊費及び参加費を補助する。なお、団体競技の場合は補助内容について、教育指導課と協議する。